

# 令和6年探偵業に関する法改正について

令和6年4月1日より、改正された探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「改正法」という。）が施行されます。改正に伴う主な変更は以下のとおりとなります。

## （1）探偵業届出証明書の廃止について

改正法施行後、「探偵業届出証明書」が廃止され、以後、探偵業者自身が法令に定める「標識」を作成し、営業所に掲示する義務が生じます。

また探偵業届出証明書の廃止に伴い、紛失等に伴う再交付手続も併せて廃止されることとなります。

※ 改正法施行後に、探偵業届出証明書を掲示しても、「標識」の掲示義務を履行したことになりませんのでご注意ください。

## （2）標識の作成について

標識の様式については、改正後の探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する「別記様式第4号」を参照してください。

なお当該標識に記載すべき項目は以下のとおりです。

- ① 届出書を提出した公安委員会
- ② 届出書の受理番号
- ③ 届出書を提出した年月日
- ④ 商号、名称又は氏名
- ⑤ 営業所の名称
- ⑥ 営業所の所在地
- ⑦ 営業所の種別
- ⑧ 広告又は宣伝をする場合に使用する名称

※ 千葉県警察のホームページから様式をダウンロード

することができます。トップページのメニュー項目から「申請・届出」、「申請書ダウンロード」、「風俗保安課」の順に選択していただき、「探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則」の項目を参照してください。



## （3）標識の掲示義務について

作成した標識は営業所の見やすい場所に掲示するほか、公衆の閲覧に供するため、当該探偵業者が運営するウェブサイトに掲載しなければなりません。

ただし以下の条件に合致する場合、ウェブサイトへの掲載義務は免除されます。

- ① 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ② 当該探偵業者が管理するウェブサイトを有していない場合

その他質問等については最寄りの警察署にご連絡ください。